

【諮問事項】

(1) 平成28年度加東市国民健康保険税に係る課税限度額の改正について

<国民健康保険課税限度額>

	現行	改正後
基礎課税額（医療給付費分）	520,000	540,000
後期高齢者支援金等課税額	170,000	190,000
介護納付金課税額	160,000	160,000
合 計	850,000	890,000

改正による影響について

<限度額超過世帯(現行)>

国民健康保険税		総世帯数	限度額超過世帯数	割合
	基礎課税額(医療給付費分)	5,027世帯	104世帯	2.07%
	後期高齢者支援金等課税額	5,027世帯	140世帯	2.78%
	介護納付金課税額	2,336世帯	46世帯	1.97%

<限度額超過世帯(改正後)>

国民健康保険税		総世帯数	限度額超過世帯数	割合
	基礎課税額(医療給付費分)	5,027世帯	97世帯	1.93%
	後期高齢者支援金等課税額	5,027世帯	113世帯	2.25%
	介護納付金課税額	2,336世帯	46世帯	1.97%

【算定条件】

平成28年4月1日現在の国保加入者が平成28年度1年間加入した場合の試算